

遠藤笹窪緑地保全計画



旧きを顧み、生命（いのち）をつなぐ里山

2017年（平成29年）3月

藤 沢 市

2-1. 将来像

旧きを顧み、生命（いのち）をつなぐ里山

小出川の源流域である遠藤筐窪緑地は、かつて南向き斜面に人が住み、稲作が行われ、里山として人と自然が共生してきました。

そのため、豊かな谷戸環境が保全されるとともに、谷戸特有の多様で貴重な生きものの生息環境がありました。時代の移り変わりによる人の生活様式の変化に伴い、その環境が緩やかに変化していくとともに、この緑地は都市的土地区画の方向へと向かっていきました。

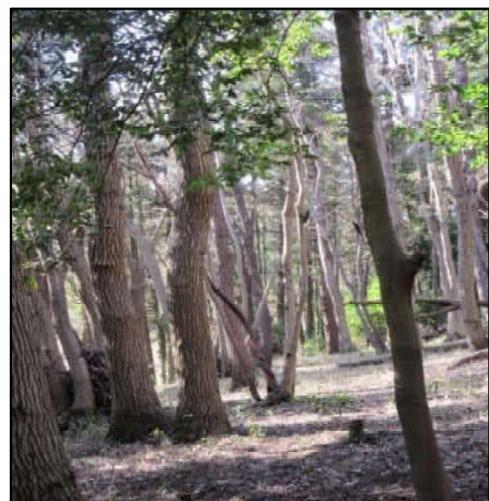
そのような状況のなかで、改めてこの地に残された自然の重要性が顧みられ、緑地の保全へと方針を転換し、遠藤筐窪緑地は、ふるさとの心の豊かさを感じることができる、かつての里山の環境を再生し、その豊かな自然環境（生態系）を次世代へつなぐことが望まれる場所となりました。

のことから、遠藤筐窪緑地の将来像を「旧きを顧み、生命（いのち）をつなぐ里山」と定め、この将来像の実現に向けて保全施策を進めていきます。

湿地



斜面樹林

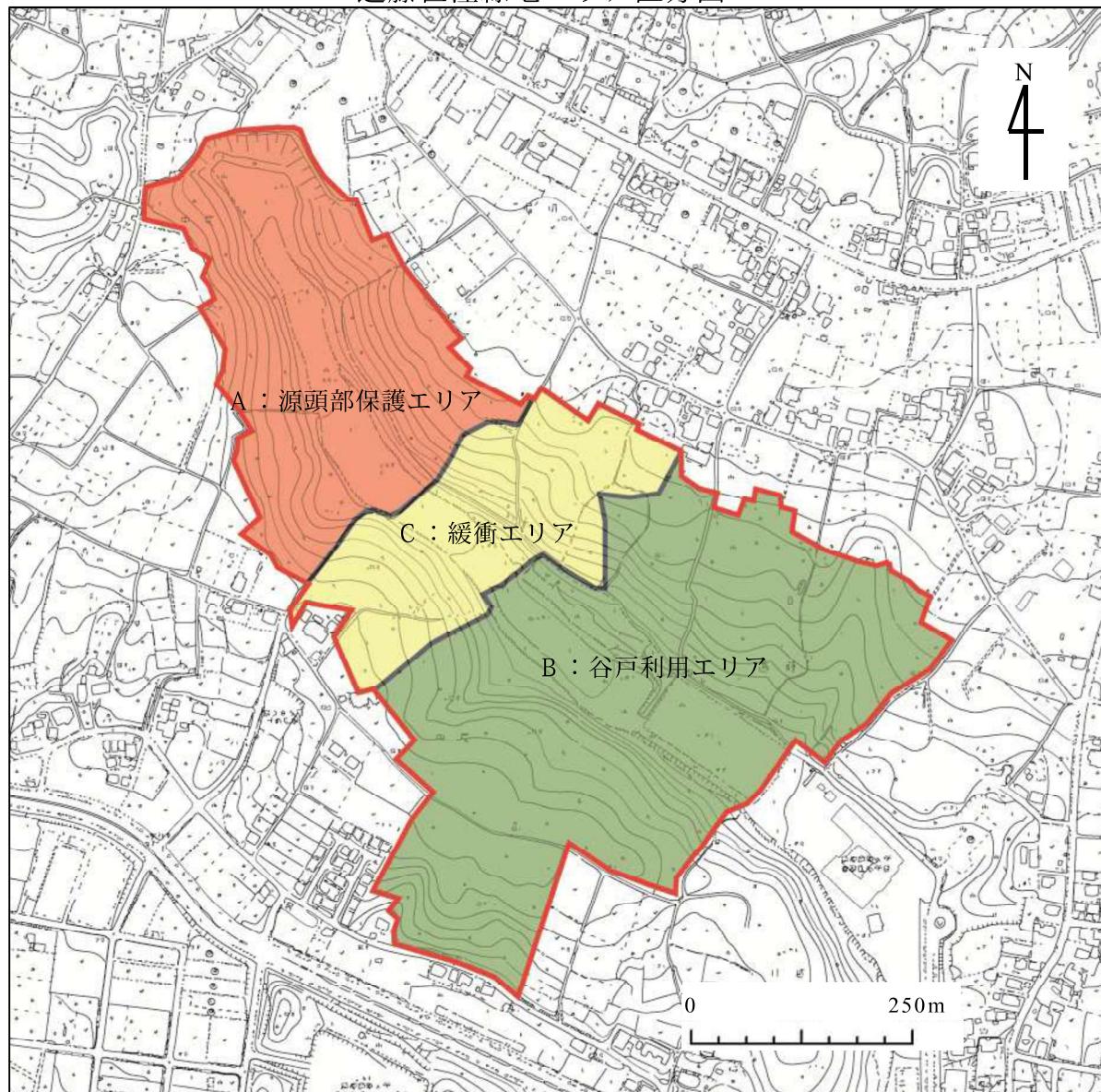


2-2. 保全に向けたエリアの区分

遠藤笹窪緑地は一筋の谷戸地形でありながら、上流部と下流部では谷戸底の状況が異なっています。また、保全にあたっては、谷戸底と斜面樹林を相互関係にある一体の環境と捉えたうえで、環境に応じたエリアに区分し検討する必要があります。

そのため本保全計画においては、「A：源頭部保護エリア」、「B：谷戸利用エリア」及び「C：緩衝エリア」の3つのエリアを設定します。

遠藤笹窪緑地エリア区分図



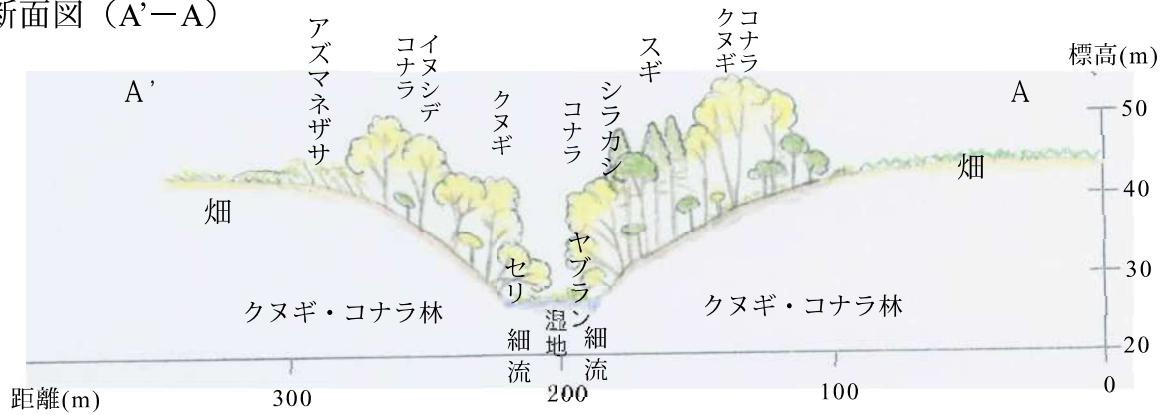
2-3. エリアごとの課題と保全方針・管理計画

遠藤笹窪緑地の3つのエリアについて、エリアごとに特徴と保全方針を示します。また、それぞれのエリア内においても、植生等の違いなどを持つことから、エリアをいくつかのゾーンに分割し、それぞれのゾーンの現況、課題を整理し、管理計画を定めました。

A：源頭部保護エリア



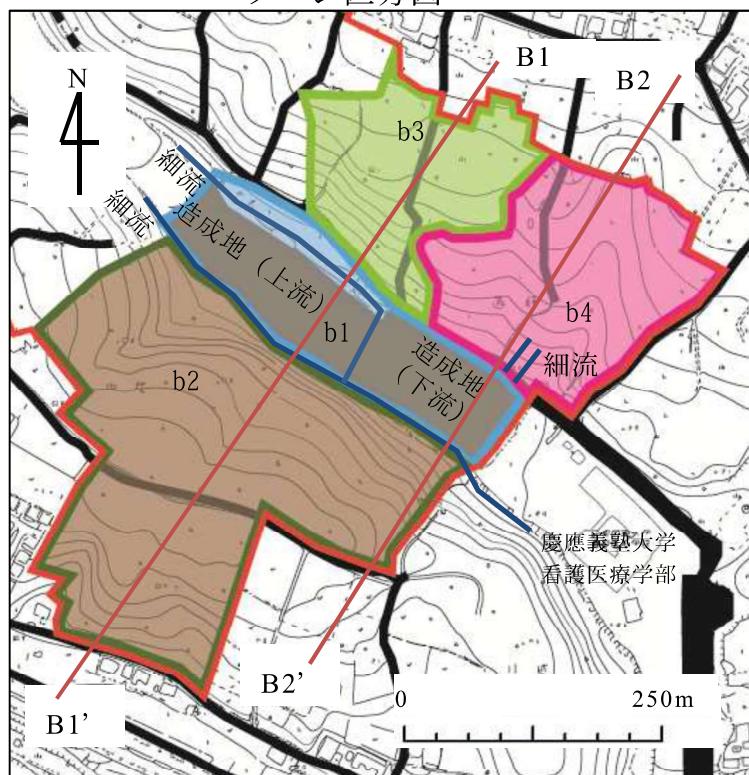
断面図 (A'-A)



エリアの特徴・保全方針	<p><特徴> 遠藤筐緑地の最上流部に位置する、最も自然性の高いエリアです。本緑地を特徴づける最も重要な場所であり、市内においてもかけがえのない湿地のひとつです。樹林、湿地、細流、樹林と湿地との移行部など相互に作用し合う多様な環境に、多くの希少な動植物が生息・生育しています。</p> <p><保全方針> このエリアでは多くの希少な動植物が生息・生育することのできる湿地と斜面樹林とが一体となった優れた谷戸環境の維持・保全を進めます。 Aエリアは、植生や環境の違いから3つのゾーンに区分します。</p>
各ゾーンの現況・課題・管理計画	<p>a1 <現況> かつては水田として利用されていた谷戸の湿地です。過去には、多くの湿地性植物が生育していましたが、ヨシの繁茂、落葉や枯れ草の堆積、土砂の流入などによる湿地の乾燥化や、斜面樹林の張り出しによる日照状態の変化等の影響を受け、生育できなくなった種もあります。また、外来種のセイタカアワダチソウや周囲の斜面に生育するヤブランなどが湿地内に侵入し、ヤマグワ、マユミなどの低木類も見られるようになります。湿地の陸化や乾燥化が伺われます。</p> <p><課題> 湿地の生態系と生物多様性の保全、湿地の乾燥化防止、周辺樹林からの張り出しや倒木が原因と考えられる植生等の変化への対応</p> <p><管理計画> 湿地の陸化を防ぎ、湿地性植物の多様性向上を図るために、ヨシ等を定期的に刈り取り、刈り取った草等は遠藤筐緑地内の置場等に持ち出します。さらに、動植物の多様性向上を図るために、部分的に湿地や水際を掘削して、浅い池や緩やかな水際の傾斜を創出します。また、これらの整備後はモニタリングを継続し、順応的な管理に結びつけます。一方で、過度な踏みつけによる湿地の乾燥化を防ぐために人の立入を抑制します。</p>
各ゾーンの現況・課題・管理計画	<p>a2 <現況> 谷戸の南側北向き斜面樹林で、かつて薪炭に利用されていたコナラ、イヌシデなどの落葉広葉樹林を中心に、スギ・ヒノキ植林地が混在し、樹林の手入れがされていた時代の名残を示すような林床植物が確認されています。しかし、管理不足に伴いアズマネザサが繁茂し、シラカシ、アオキなどの常緑樹が多くなって樹林内の日照が減少し、かつての明るい樹林に生育した植物が減少・消失するようになりました。また、湿地との境界部では高木化した樹木が湿地に影を落したり、倒木などがあり、湿地の植生に影響を及ぼしています。</p> <p><課題> 長期間の手入れ不足によって変化した落葉広葉樹林の生物相の保全、湿地へ影響を及ぼす樹木の張り出し、倒木への対応</p> <p><管理計画> 湿地に影響を及ぼす樹木を整理し、湿地との境界部や林縁の植生を育成して、特に湿地の水源となる細流源頭部などでは人の立入を抑制するなど、湿地と樹林の一体化した管理を行います。 かつての雑木林の明るい樹林環境を再生・維持するために林床の常緑低木やアズマネザサを適正に刈り取り、林床の落ち葉を軽く攪拌するなどの管理を行います。 また、様々な樹林環境を混在させるために、過度な管理をせず、状況に応じた管理に留めることで、部分的に常緑広葉樹林を育成します。</p>
各ゾーンの現況・課題・管理計画	<p>a3 <現況> 谷戸の北側南向きの斜面樹林で、スギ・ヒノキ植林地が占める割合が高く、コナラ、クヌギなどの落葉広葉樹林や、シラカシなどの常緑広葉樹林が混在し、いずれの樹林内にもシロダモなどの常緑樹が多く生育しています。なお、わずかですが、樹林に影響を及ぼす繁殖力の強いタケ類が侵入し始めています。 スギ・ヒノキ植林地の一部は細流を挟んで湿地に接し、その境界にあたる林縁部にイボタノキなどの低木類が生育しています。スギ・ヒノキ植林地の中を緑地外へ抜ける道が通っています。</p> <p><課題> 湿地境界部の林縁植生の育成、スギ・ヒノキ植林地の適正な管理、樹林内に侵入を始めたタケ類に対する早期対応、植生等に配慮した道の維持</p> <p><管理計画> 湿地との境界部で林縁植生を育成し、樹林と湿地の一体化した管理を行います。スギ・ヒノキ植林地では、間伐、枝打ち、つる切りなど計画的定期的な管理を行い、良好な植林地に育成します。樹林地内に侵入したタケ類は繁茂しないうちに除去します。道周辺は定期的な草刈りを行い、枯れ枝などを除去して安全で明るい状態を保ちます。</p>

B : 谷戸利用エリア

ゾーン区分図



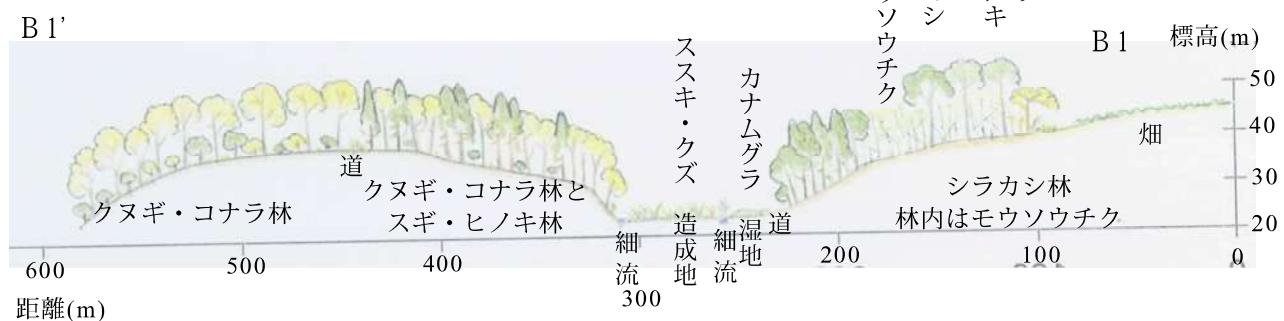
造成地（上流 空撮）



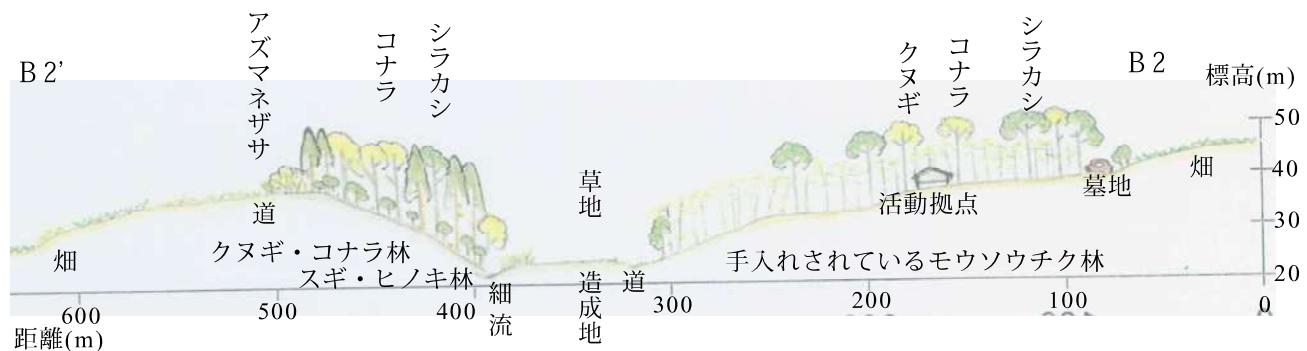
南向き斜面の樹林



断面図 (B1'-B1)



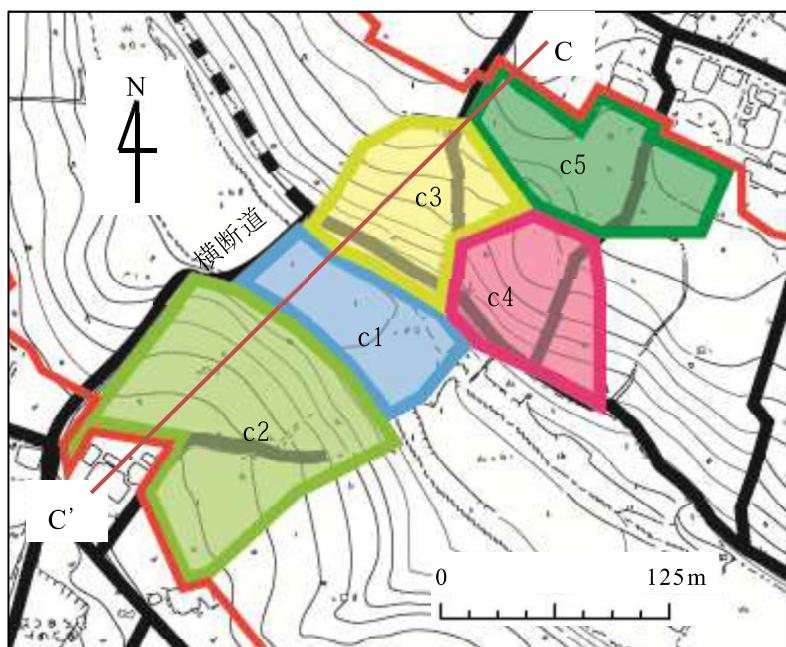
断面図 (B2'-B2)



エリアの特徴・保全方針	<p><特徴></p> <p>谷戸底は大部分が造成地となっており、現在は草刈りが行われる草地となっています。上流より流れてきた2筋の細流と北側斜面からの細流に沿って、湿地的な環境がわずかに残されています。</p> <p>北側南向き斜面は大部分が竹林であり、所々に広葉樹の大木が抜き出ています。一方、南側斜面は落葉広葉樹林の連続した広い斜面樹林となっており、常緑広葉樹林やスギ・ヒノキ植林地が混在して、希少な動植物が生息・生育しています。</p> <p><保全方針></p> <p>自然への配慮と谷戸の利用を両立させた保全を行います。</p> <p>造成地は、自然に親しむ利用も含めた保全を行いつつ、下流域における浸水被害への対応のため、自然環境に配慮した遊水機能を付加します。</p> <p>斜面樹林は、南側では希少な動植物の生息・生育地ともなっている樹林をひと続きに広がる緑地として保全します。そのため、立入の制限も含め、樹林の状況に応じた適正な管理を実施します。北側の樹林では土地利用をしながら里山の機能と景観の再生を図ります。</p> <p>Bエリアは、植生と土地利用状況によって4つのゾーンに区分します。</p>
各ゾーンの現況・課題・管理計画	<p><現況></p> <p>造成地と細流周辺の若干の湿地で構成され全て市有地です。このゾーンでは自然環境を活かした地域活性化に資する施設の整備に加え、地域の課題である下流域における浸水被害への対応のため、自然環境に配慮した遊水機能の付加が計画されています。</p> <p>下流側の造成地の草地は、草地性の動物の生息が確認されています。一方、上流側は北側に細流周辺の湿地を残して造成されており、造成部にはススキ、クズ、セイタカアワダチソウなどが繁茂しています。湿地部分は細流沿いにヨシ、ジュズダマなどが生育し、その周辺はアレチウリ（特定外来生物）、カナムグラなどのつる植物が生育する草地となっています。部分的に北側斜面からタケ類が侵入しています。</p> <p><課題></p> <p>造成地の草地管理、外来種対策、細流沿いに残存する湿地環境の保全、遊水機能や地域活性化施設と周辺の谷戸環境保全との調和</p> <p><管理計画></p> <p>谷戸の自然環境を活かした「地域活性化に資する施設整備」の具体化を目指しつつ、地域の課題である下流域における浸水被害への対応のため、自然環境に配慮した遊水機能を付加します。整備後は、一般利用者の安全確保のため、場所によって立入制限を予定しています。また、細流周辺の湿地環境や隣接するc1ゾーンの動植物の生息・生育環境に配慮した計画と整備を行います。</p>
	<p><現況></p> <p>谷戸南側の北向き斜面と、それに連なる南向き斜面にわたる広い範囲の樹林で、希少な動植物が生息・生育しています。市有地と民有地が混在し、北向き斜面にはコナラ、クヌギなどの落葉広葉樹林、シラカシ、アカガシなどの常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林地が混在しています。南向き斜面はコナラ、クヌギなどの落葉広葉樹林が主体となり、林縁部に竹林、アズマネザサ群落などがわずかに見られます。</p> <p><課題></p> <p>希少な動植物が生息・生育する樹林の環境の維持、外周隣接地との林縁維持</p> <p><管理計画></p> <p>希少な動植物の生息・生育環境に配慮し、現状を維持するための管理を行います。なお、一部では必要に応じて、季節や場所を限定した立入制限を検討します。</p>
	<p><現況></p> <p>谷戸北側の南向き斜面であり、主に竹林で被われています。民有地の割合が高く、シラカシ、クヌギ、コナラなどの広葉樹の大木が見られる場所や、スギ植林地もありますが、樹林内にはタケ類が侵入し、繁茂している状況です。</p> <p><課題></p> <p>竹林およびスギ・ヒノキ植林地を含む樹林の適正な維持</p> <p><管理計画></p> <p>樹林内に繁茂するタケ類を除去し、適正な管理を続けます。</p>
	<p><現況></p> <p>谷戸北側南向き斜面で、竹林、スギ・ヒノキ植林地、落葉広葉樹林が混在しています。民有地の割合が高く、手入れされた竹林で竹炭づくりをする参画団体が土地利用をしている場所や、山野草園を運営している参画団体が土地利用をしている場所もあります。</p> <p><課題></p> <p>竹林の適正な維持</p> <p><管理計画></p> <p>地域団体の活動拠点として土地利用をしている土地所有者、地域団体と合意形成を図り、竹林の適正な管理を継続します。</p>

C : 緩衝エリア

ゾーン区分図



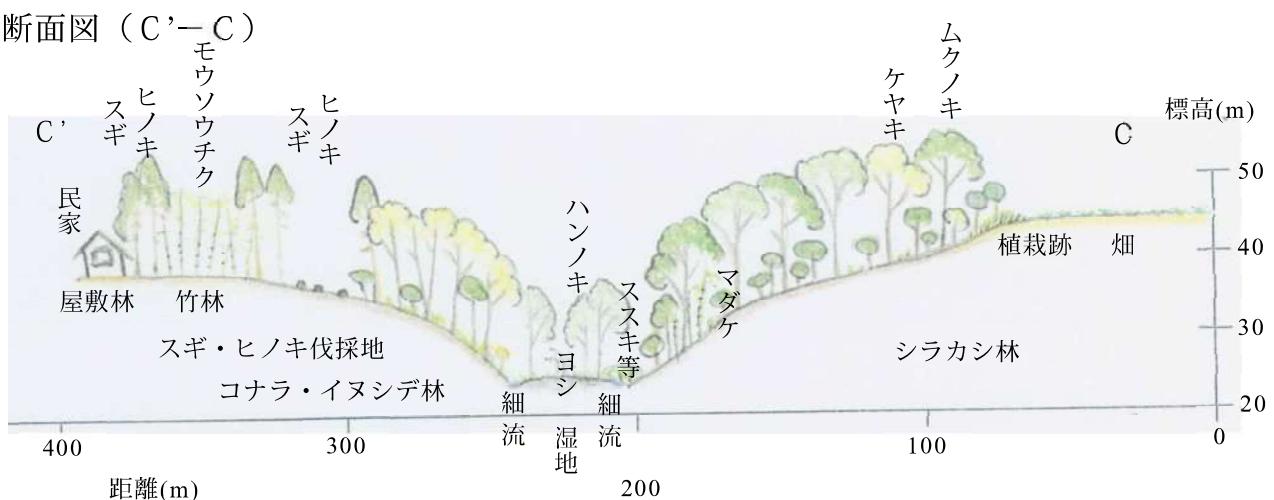
湿地



横断道



断面図 (C'-C)



エリアの特徴・保全方針	<特徴>
	<p>自然性の高いAエリアと、谷戸を利用するBエリアとの緩衝地帯となるエリアです。谷戸底はAエリアから連続する湿地で、細流が両斜面の裾に二筋に分かれて流れ、ハンノキが群落をつくりっています。Aエリアとの境界では横断道が湿地を横切っています。両岸の斜面は落葉広葉樹林や常緑広葉樹林およびスギ・ヒノキ植林地に被われています。道沿いには道標や墓地など文化的な景観が見られます。</p>
<保全方針>	<p>自然と人の利用との緩衝地帯としての保全を行います。生きものの生息環境として湿地、細流と斜面樹林との連続性を保ちつつ、里山としての樹林の維持・管理を行います。横断道周辺では優れた自然環境の情報を来訪者に提供するなど、自然資源を活用します。</p> <p>Cエリアは、植生や管理状況も含めた樹林の状況の違いから5つのゾーンに区分します。</p>

各ゾーンの現況・課題・管理計画	c1	<p><現況></p> <p>横断道を境界にして a 1 ゾーンと連続する湿地で、ヨシ原や市内で最もまとまりのあるハンノキ群落があります。横断道付近では、草丈の低いヒメシダ、セリなどの湿地群落も生育しています。北側の c 3 ゾーンの斜面樹林から低木類やタケ類が侵入しつつあり、南側の c 2 ゾーンの樹林の成長によって日照が不足しつつあります。</p> <p><課題></p> <p>ハンノキが生育する湿地の環境保全、湿地と樹林の境界部の生態系保全、横断道周辺における過度な踏みつけ等人の影響の緩和</p> <p><管理計画></p> <p>外来種やタケ類を除去し、火災対策を兼ねた定期的なヨシ刈りを行うことで、ハンノキ群落と湿地環境を維持し、谷戸景観の確保を行います。湿地や水際の掘削を試行し、湿地環境の多様性を高めることで動植物の多様性向上を図ります。これらの管理後はモニタリングを継続し、順応的な管理に結びつけます。横断道は湿地部の境界に柵を設けるなど人の過度な踏みつけを防ぐ工夫をします。</p>
	c2	<p><現況></p> <p>谷戸の南側北向き斜面樹林です。市有地で占められ、コナラ、イヌシデなどの落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林地、竹林が混在し、隣接する家屋の屋敷林と連なる斜面樹林をなしています。落葉広葉樹林では下草刈りによって、アズマネザサの繁茂が抑制され、豊かな林床植生には希少種も見られます。</p> <p>樹木の成長に伴う枝の張出しによって、湿地への日照を遮っています。</p> <p>竹林の一部は周囲の樹林へ侵入し、繁茂を始めていましたが、参画団体の活動によりタケ類を伐採した後、根も掘り出して広葉樹林への転換を計画中です。</p> <p><課題></p> <p>湿地へ影響を及ぼす樹木の張り出しの対応及びタケ類の侵入への対策、スギ・ヒノキ植林地の適正な維持、竹林伐採跡地の広葉樹林化</p> <p><管理計画></p> <p>湿地に影響を及ぼす樹木を整理し、長期に渡る管理不足によって植生遷移の進行した樹林では、常緑低木類の伐採や下草刈りを行い、樹林の若返りのための間伐や萌芽更新を試行します。また、現地で収集・育成したドングリ苗の植樹を行うなど、里山の雑木林の再生を目指します。</p>
	c3	<p><現況></p> <p>谷戸の北側南向きの浅い谷状の斜面樹林です。民有地の割合が高く、常緑広葉樹のシラカシ、落葉広葉樹のケヤキ、ムクノキが混生する自然林に近い樹林となっています。樹林内には過去に植林されたスギ、ヒノキが点在しています。</p> <p>隣接するゾーンからタケ類が侵入し始めており、道を挟んで隣接する湿地に低木類やタケ類が侵入しつつあります。</p> <p><課題></p> <p>樹林内に侵入を始めたタケ類に対する対策</p> <p><管理計画></p> <p>タケ類の繁茂によって樹林の動植物の多様性が低下することを防ぐため、樹林内に侵入したタケ類は放置せずに除去を行い、豊かな林床植生を育てます。</p>
	c4	<p><現況></p> <p>谷戸の北側南向き斜面樹林の南半分です。市有地と民有地が混在し、竹林を中心に、部分的にシラカシ、クヌギなどが大木として生育しています。</p> <p><課題></p> <p>樹林内に繁茂するタケ類の除去、竹林の継続的な適正な維持</p> <p><管理計画></p> <p>大木が多い場所では、繁茂したタケ類を除去し、地域の自然林に近い樹林の育成を目指します。竹林は適正な管理を続け、周囲の樹林へタケ類が広がることを防ぎます。</p>
	c5	<p><現況></p> <p>c 4 ゾーンの北側に位置し、民有地の割合が高く、かつて里山の一部であった竹林を中心に、シラカシ、アカガシなどの常緑広葉樹が大木として生育している部分もあります。希少な動物が生息していますが、林内にはタケ類が繁茂しています。</p> <p><課題></p> <p>希少な動物が生息する樹林の環境の維持、樹林内に繁茂するタケ類の除去、竹林の継続的な適正な維持</p> <p><管理計画></p> <p>希少な動物の生息環境に配慮しつつ、シラカシ、ケヤキなどの大木が多い場所では林内に繁茂したタケ類を除去し、地域の自然林に近い樹林の育成を目指します。竹林として残す場所は適切な密度に保つなどタケの管理を継続的に行い、周囲の樹林へタケ類が広がることを防ぎます。</p>

2-4. エリアごとの施設整備計画

【A：源頭部保護エリア】

立入を抑制する場所では、必要に応じて立入防止柵を設置します。

立入防止柵（イメージ）



【B：谷戸利用エリア】

造成地となっている谷戸底では、^{*}グリーンインフラストラクチャーとして地域活性化に資する施設の整備を図るとともに、下流域における浸水被害への対応のため、自然環境に配慮した遊水機能の付加を行います。

また、斜面樹林については、散策路の整備や案内板を設置します。

*自然の有する防災や水質浄化などの力を積極的に利用して施設整備や土地利用を進める手法

遊水機能イメージ（通常時）



想定する浸水対策の概要



【C：緩衝エリア】

横断道周辺では、散策路の整備及び案内板の設置を行い、必要に応じて立入防止柵を設置します。

案内板（イメージ）



散策路（イメージ）



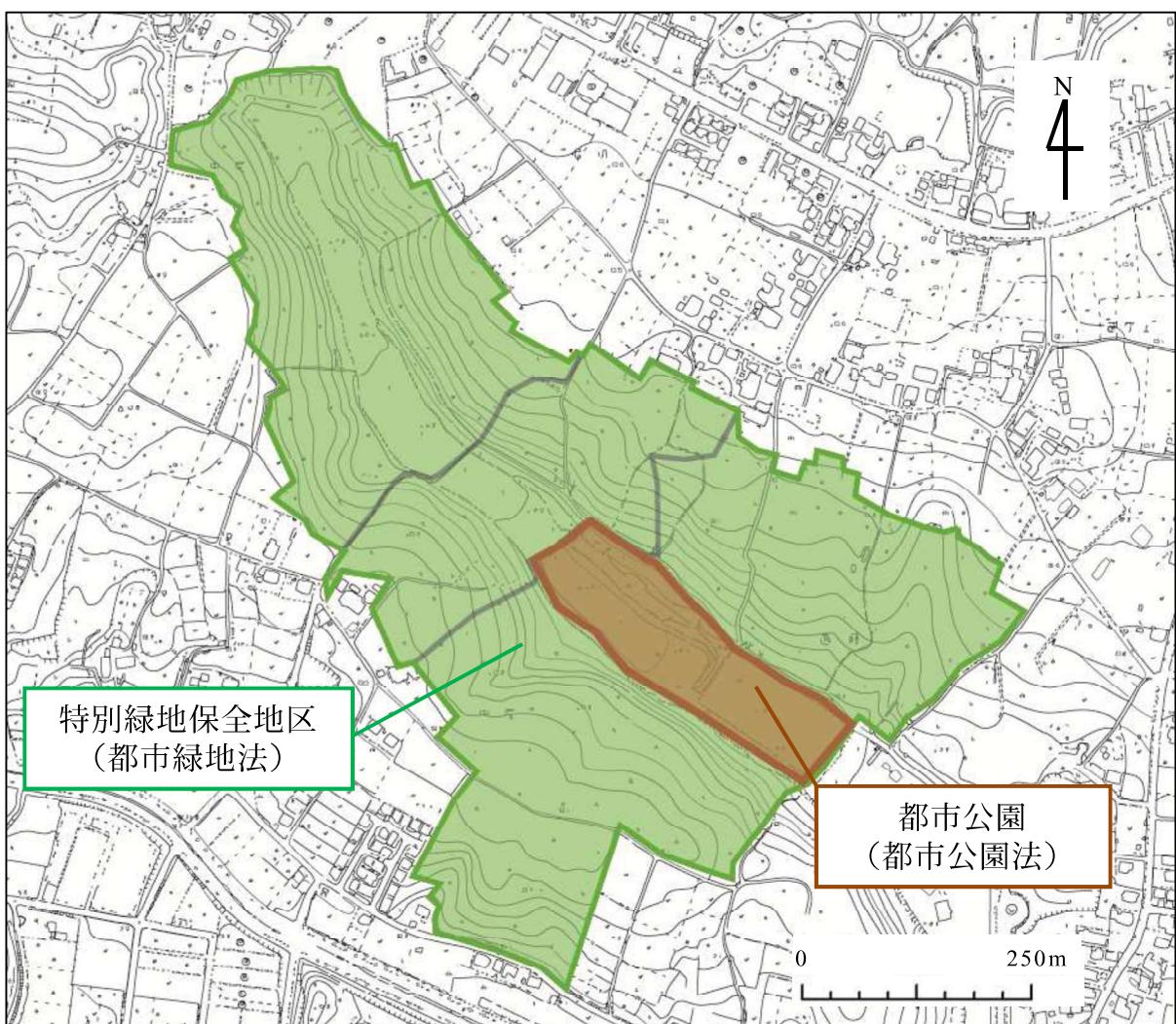
2－5．緑地の法的担保手法

遠藤笛窪緑地は、様々な上位計画の中で保全すべき緑地として位置づけられており、これまででも土地の公有地化や、パートナーシップの考え方に基づく健康の森管理運営協議会の参画団体による保全活動など、様々な対応を図ってきました。

しかしながら、この良好な自然環境を将来にわたって引き継いでいくためには、法的な担保性をもたせることが必要です。

本保全計画においては、健康の森基本計画にて想定している都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」と都市公園法に基づく「都市公園」の設定を法的担保手法として適用するものとします。

法的担保手法区分図



この区分図は、想定する特別緑地保全地区及び都市公園の概ねのエリアを示すものであり、個人所有の土地に制限を与えるものではありません。

また、詳細な区域設定については、今後権利者及び関係機関と協議を行い決定していきます。

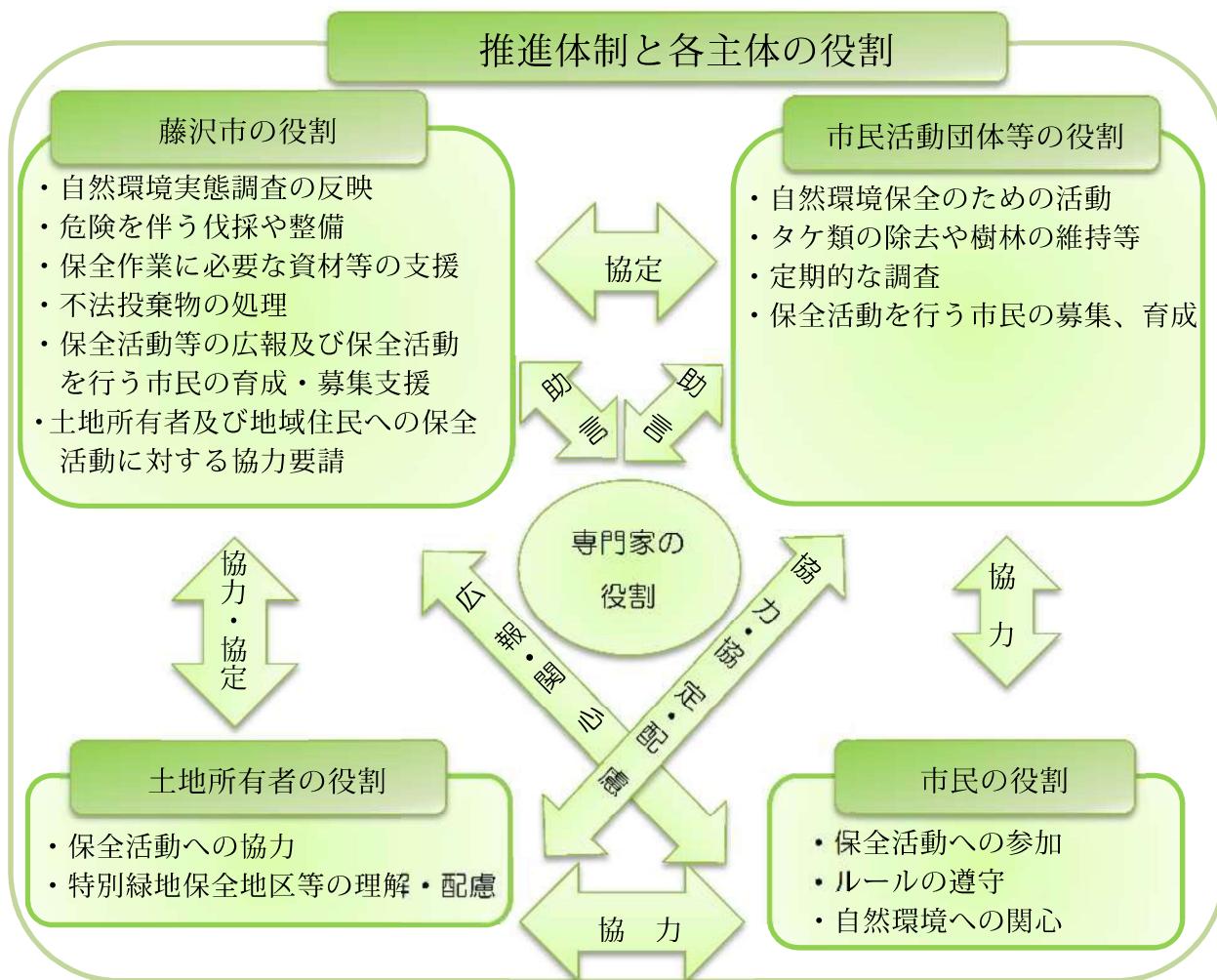
第3章 今後に向けて

3-1. 推進体制

- ① 遠藤笹窪緑地の保全管理は、市民、土地所有者、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）及び市が連携し、かつ協力して行います。
- ② 保全管理は、遠藤笹窪緑地に生息・生育する希少な動植物に配慮し、順応的な管理を行います。
- ③ 保全管理は、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）と保全管理の具体的方法を話し合い、地域での社会的な合意を形成しながら取り組みます。なお、現在、本緑地の保全活動は、健康の森管理運営協議会での合意をもとにしていますが、今後の都市公園の指定等を踏まえ、新たな活動団体の参画・育成などの仕組みについても検討し活動の拡大を図ります。

3-2. 各主体の役割

自然環境の保全は、まず、第一に市民、土地所有者の協力や理解がなくては継続することが困難です。そのうえで、広大な面積を有する遠藤笹窪緑地の保全活動は市だけでは難しく、健康の森管理運営協議会の参画団体など市民活動団体の協力が必要です。加えて、専門家に意見を求めつつ、これらの協力を円滑に行うために役割分担ある程度明確にして、今後は以下のような協力体制を目指していきたいと考えています。



3-3. 保全活動の実施と保全計画のサイクル

保全活動の実施にあたっては、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）と具体的な保全手法を検討しながら保全活動を行います。また、概ね10年ごとに実施される自然環境実態調査の結果等により、本保全計画も必要に応じて見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）や藤沢市みどり保全審議会等へ報告し、計画見直しの必要性やその内容に関する助言をいただきます。なお、評価結果の分析や専門的分野については学識経験者等からの助言を受けるようにします。

